

## 大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 8 年 2 月 17 日

長崎県知事 大石 賢吾

### 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドン・キホーテ浜町店・ベスト電器長崎本店  
長崎県長崎市浜町 3 番 17 号 ほか
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所  
みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 笹田 賢一  
東京都千代田区丸の内一丁目 3 番 3 号  
株式会社ヤマダデンキ 代表取締役 佐野 財丈  
群馬県高崎市栄町 1 番 1 号
- (3) 変更した事項  
①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (4) 変更の年月日  
①令和 7 年 4 月 1 日  
②令和 7 年 4 月 1 日 ほか

### 2 届出年月日

令和 8 年 1 月 26 日

### 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から 4 月間
- (2) 縦覧場所  
県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

### 4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。